

非会員報告者，各種委員会・常任理事会等への出席旅費についての申し合わせ

1. 大会シンポジウム，セッション，秋季研究会、特別研究会における非会員報告者に対して車代を支給する。常任理事会・各種委員会への遠隔地からの出席者に対して旅費を支給する。

2. 大会や研究会時の非会員報告者に対する旅費は、最も経済的かつ合理的な経路による運賃を上限とする。また、謝金は原則 10,000 円とする。

3. 常任理事会・各種委員会への出席者については、通勤手当支給区間を除き、最も経済的かつ合理的な経路による運賃の実費を支給する。

4. この内規の制定ならびに改正は、常任理事会の決議とする。

付・この内規は、2001 年 5 月 26 日に制定し、同年 6 月 1 日から実施する。

2011 年 6 月 18 日一部改正。

2013 年 6 月 15 日一部改正。

2015 年 12 月 13 日一部改訂。